

船舶事故調査（漁船孝久丸遊漁船しんえい丸衝突）について
（経過報告）

令和3年2月18日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年2月29日、長崎県壱岐市勝本港北方沖において発生した船舶事故（漁船孝久丸遊漁船しんえい丸衝突）について、令和2年3月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。したがって、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の調査は、船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、事故の責任を問うために行われているものではない。

また、本報告の内容については、今後、新しい情報や状況が判明した場合に変更することがあり得る。

1. 船舶事故の概要

漁船孝久丸（以下「A船」という。）は、船長及び甲板員が乗り組み、長崎県壱岐市勝本港を出港し、同港北方沖の漁場に向けて航行中、遊漁船しんえい丸（以下「B船」という。）は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、福岡県糸島市岐志漁港を出港し、勝本港北方沖で遊漁の目的で機関を停止して漂泊中、令和2年2月29日14時15分ごろ長崎県壱岐市勝本港北方沖において両船が衝突し、B船が転覆した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年2月29日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査（A船及びB船）、関係者からの口述聴取、操船に関する情報、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

A船は、船長及び甲板員が乗り組み、長崎県壱岐市勝本港を出港し、同港北方沖の漁場に向けて航行中、B船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、福岡県糸島市

岐志漁港を出港し、勝本港北方沖で遊漁の目的で機関を停止して漂泊中、令和2年2月29日14時15分ごろ長崎県壱岐市勝本港北方沖において両船が衝突し、B船が転覆した。

B船は、釣り客2人が死亡し、船長及び釣り客3人が負傷し、左舷中央部外板及び船底に亀裂及び破口等を生じた。また、A船は、船首部外板に亀裂及び擦過傷を生じたが、死傷者はいなかった。

(2) 死傷者

A船：なし

B船：死亡2人、負傷4人

(3) 船舶の損傷等

A船：船首部外板に亀裂及び擦過傷

B船：左舷中央部外板及び船底に亀裂及び破口等

(4) 気象・海象

若宮灯台における情報

風向：北東、風速：6～7m/s、波高：0.7～0.8m

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報に加え、両船が衝突した原因など、更なる事実確認や分析のほか、最終報告書案の関係機関への意見照会等を行う必要がある。

運輸安全委員会は、これまで調査、分析によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の更なる調査、分析を進める。